

第 1 回太田市景観審議会議事録

開催日時	平成 22 年 10 月 4 日 (月) 午後 3 時 20 分
開催場所	太田市役所 議会棟 4 階 議会第 1 会議室
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増山正明委員 ・ 渡邊美樹委員 ・ 柳澤美樹委員 ・ 若林宏宗委員 ・ 荒井壯佳委員 ・ 小林則子委員 ・ 小林良男委員 ・ 深澤珠代委員 ・ 茂木一博委員 ・ 吉川和子委員 ・ 岩崎和男委員 ・ 小保方紀久委員 ・ 栗原智史委員 ・ 篠原 貴委員 ・ 山田昌弘委員
事務局	(都市政策部) 田口部長、平賀副部長 (都市計画課) 今泉参事、飯島課長補佐、八木田主任、河田主事
事務局 (平賀副部長)	(1 開会) 只今より第 1 回太田市景観審議会を開会いたします。 本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第 39 条第 2 項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないと規定されておりますが、本日は全委員の方が出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。
事務局 (平賀副部長)	(2 会長挨拶) ここで太田市景観審議会の会長であります、増山 ^{ますやま} 会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
増山会長	改めまして、増山でございます。 先ほど、審議会会長就任の際にご挨拶申し上げましたが、ここでは審議会の冒頭ということで、一言ご挨拶させていただきます。 新たに景観審議会が設置され、先ほど市長より委嘱状の交付を受けました。審議会の任期は二年間となっておりますので、委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願いいたします。 平成 16 年に景観法が制定されてほぼ 5 年になりました。この間、良好な景観づくりに関する取り組みが全国各地で行われてきています。 太田市にも、金山をはじめとする豊かな自然や、歴史・文化的な建築物や樹木など、後世に残していきたい景

	<p>観がございます。</p> <p>一方で、市長のご挨拶にもありましたように、周囲の景観に配慮を欠いた建築物等や屋外広告物も見受けられます。</p> <p>そこで、景観計画を策定し、市民や事業者の皆さん方とともに、市の良好な景観の保全形成を図るため取り組み始めたところでございます。</p> <p>今後、この審議会では、太田市の景観づくりについてご審議いただくこととなりますが、太田市が、これまで以上に、市民に愛され、そして住み良く、また、住みたくなる魅力的なまちになりますように、新しく委員になられました皆様の豊富な知識と経験をお貸しいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご都合をつけていただきありがとうございます。審議に先立ちまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (平賀副部長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p><small>ますやま</small> 増山会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>増山議長</p>	<p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>(3 議席の決定)</p> <p>それでは、日程第3、議席の決定をいたします。</p> <p>議席は、審議会名簿に従いまして、順に一番、二番としたいと思います。これにご異議はございませんか。</p>

増山議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 それでは、審議会委員名簿のとおり、議席を決定いたします。なお、念のために、議席の順番について事務局から確認のため朗読させたいと思います。 よろしく願いいたします。</p>
事務局 (平賀副部長)	<p>それでは、議席の順番を朗読させていただきます。</p> <p>1番 <small>ますやま</small> 増山委員、2番 <small>わたなべ</small> 渡邊委員、3番 <small>やなぎさわ</small> 柳澤委員 4番 <small>わかばやし</small> 若林委員、5番 <small>あらい</small> 荒井委員 6番 <small>こばしのりこ</small> 小林則子委員、7番 <small>こばやしよしお</small> 小林良男委員 8番 <small>ふかさわ</small> 深澤委員、9番 <small>もてぎ</small> 茂木委員、10番 <small>よしかわ</small> 吉川委員 11番 <small>いわさき</small> 岩崎委員、12番 <small>おぼかた</small> 小保方委員 13番 <small>くりはら</small> 栗原委員、14番 <small>しのはら</small> 篠原委員、15番 <small>やまだ</small> 山田委員</p> <p>以上が議席でございますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
増山議長	<p>(4 会期の決定)</p> <p>日程第4、会期の決定についてお諮りいたします。 本会議の会期は、本日一日と致したいと思いますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>(5 会議録署名人の指名)</p> <p>次に日程第5、会議録署名人2名をご指名申し上げます。</p> <p>議席番号5番 <small>あらい</small> 荒井委員 議席番号11番 <small>いわさき</small> 岩崎委員 をご指名申しあげます。 よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>(6 議事)</p> <p>次に日程第6、議事に入りたいと思います。</p>

	<p>それではお配りした資料に基づいて報告していただきますが、報告の第1号「太田市景観計画、太田市景観条例及び太田市屋外広告物条例等の概要」について担当課より報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
<p>担当課 議案第1号説明 (今泉参事)</p>	<p>都市計画課の今泉でございます。それでは、報告第1号につきまして説明させていただきます。</p> <p>はじめに、景観審議会につきまして説明いたします。この審議会は、本市の良好な景観づくりを推進するため、市長の諮問に応じ、様々な視点から調査・審議を行う第三者機関として設置するものであります。</p> <p>審議会では、景観計画の策定や変更、提案に関すること、景観形成ガイドラインの策定等に関すること、景観重要建造物や景観重要樹木の指定や現状変更の許可、原状回復命令等に関すること、景観形成重点地区の指定に関すること、届出の勧告や変更命令、氏名等の公表に関すること、国の機関や地方公共団体との協議に関すること、屋外広告物に関すること、その他良好な景観づくりに関する重要事項等につきまして、調査・審議をしていただきます。</p> <p>したがいまして、審議会は、不定期に、案件が発生したときに会長が召集いたしますので、その際はよろしくお願したいと思います。</p> <p>次に、お手元にお配りした太田市景観計画、太田市景観条例及び太田市屋外広告物条例の概要につきまして説明いたします。お手元の太田市景観計画の冊子をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただきますと、市長の挨拶文があります。本市には、金山を始めとする自然景観、住宅地や工業地、商業地などの都市景観、歴史的建造物や史跡などの歴史・文化景観といった様々な景観があります。そこで、景観法の制度を活用して、市民や事業者の皆さんとともに、市の良好な景観の保全・形成に取り組むため、この景観計画を策定いたしました。</p> <p>また1枚めくっていただきますと、目次として、景観計画の構成が記載されています。</p> <p>次に、本文1ページをご覧ください。序章といたしまして、計画策定の背景と目的、景観という言葉の意</p>

義、計画が適用される区域について記載してあります。

2ページから13ページまでは、景観の現況と課題でございます。2ページから5ページまでは、本市の位置や地勢、歴史、人口の推移、土地利用の現況について記載してあります。6ページから13ページまでは、土地利用の状況や景観資源による景観類型の分類や構造、景観類型ごとの現況と課題を整理してあります。

続きまして14ページをご覧ください。ここでは、景観づくりの理念として、将来の景観像を「自然、まち、歴史・文化の調和した愛着と誇りのもてる景観」とし、これを実現するための3つの景観づくりの目標を掲げています。

次に15ページから40ページまでは、良好な景観づくりに関する計画でございます。15ページ及び16ページでは、良好な景観づくりに関する方針を6ページで分類した11種類の景観類型ごとに定めています。17ページから33ページまでは、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項でございます。17ページから20ページまでは、建築物や工作物等の建築などで、景観に大きな影響を与える恐れのある一定規模以上の大規模な行為について、市への届出を義務づけたものでございます。具体的な届出対象行為は、19ページ及び20ページに記載のとおりです。

次に21ページから33ページまでは、「良好な景観づくりに関する方針」を実現するため、届出対象行為ごとの行為の制限などの基準として景観形成基準を定めたもので、本市全域を対象とする共通基準として「土地利用の景観形成基準」を定めるとともに、土地利用の景観形成基準に上乘せする特別基準として「景観資源の景観形成基準」を定めました。

34ページをご覧ください。ここでは、屋外広告物に関する規制・誘導について記載してあります。「看板」や「はり紙」などの屋外広告物は、にぎわいのある街並みを創出する一方で、無秩序に氾濫すると景観を損ねてしまうということもあります。そこで、屋外広告物の表示や掲出物件の設置にあたっては、景観計画に基づき、周囲の景観との調和に配慮するとともに、

屋外広告物条例により、屋外広告物の面積や高さ、形状、掲出方法などに関する規制・誘導を行います。

次に、35ページから38ページまでは、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定と管理についてございまして、歴史的・文化的な意義があり、地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物や樹木を景観法に定められた「景観重要建造物」や「景観重要樹木」に指定し、その保全・管理及び活用の方針を定め、地域における景観づくりを推進しようとするものでございます。

39ページ及び40ページは、景観重要公共施設の指定と整備についてございまして、良好な景観づくりを進めるためには、行政が先導的な役割を果たす必要があることから、道路、河川、公園等で、景観上特に重要な公共施設を、景観法に定められた「景観重要公共施設」に指定し、その整備や占用許可に関する考え方を定めたものでございます。

41ページから46ページまでは、重点的な景観づくりについて記載してございます。41ページでは、特に良好な景観づくりを図る必要がある地区を景観形成重点地区に指定し、地区の特性を活かした重点的な景観づくりを推進することの考え方を示してあります。

42ページから45ページにかけて8つの指定検討候補地を例示して、それらの現況と課題、景観づくりの方向性のイメージを整理してあります。

46ページでは、第3章に定める「景観形成基準」を補完するため、きめ細かい景観づくりのルールを定めた「景観形成ガイドライン」の作成について記載してあります。

47ページから50ページまでは、良好な景観づくりの推進についてございまして、47ページ及び48ページでは、市民・事業者による景観づくりの取り組み支援、景観ボランティアによる景観阻害物件の監視・通報及び違反広告物の除却等、景観アドバイザーによる景観づくりの技術的な助言・指導等、景観法に基づく協定制度の活用について、49ページ及び50ページでは、景観審議会の運用及び景観計画の見直し等について記載してあります。

最後に資料編につきましては、計画策定の経緯、色彩基準でございます。色彩基準につきましては、土地利用の景観形成基準において設定する壁面及び屋根の色彩基準について色相断面図を用いて示してあります。以上が太田市景観計画の概要でございます。

次に、お手元の景観条例の概要について説明いたします。

太田市景観条例の概要ですが、この条例は、4章、36条で構成されています。

第1章は総則で、第1条（目的）から第7条（国の機関等に対する協力要請）までで、本条例の目的、基本理念、用語の定義、各主体の責務等、本条例の基本的な考え方を規定したものであります。

第2章は景観形成の推進として、第1節「景観計画」、第2節「景観形成重点地区」、第3節「景観計画区域内行為の届出等」、第4節「景観重要建造物及び景観重要樹木」、第5節「市民及び事業者への支援等」から構成されています。条項といたしましては、第8条（景観計画の策定の手続）から第32条（表彰）までです。

第1節「景観計画」は、第8条から第11条までで、景観計画の策定手順、景観計画への適合、景観計画提案団体の指定、景観計画の提案に関する手続について規定するものであります。第2節「景観形成重点地区」は、第12条で景観形成重点地区の指定について規定したものであります。第3節「景観計画区域内行為の届出等」は、第13条から第22条までで、景観計画区域内行為届出に関する事、事前協議、勧告、命令等に係る手続、国の機関等の特例、景観形成ガイドライン、届出内容等を記載した届出台帳について規定したものであります。

第4節「景観重要建造物及び景観重要樹木」は、第23条から第30条までで、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、現状変更の許可や原状回復命令等の手続、管理の方法の規準について規定したものであります。

第5節「市民及び事業者への支援等」は、第31条及び第32条で、景観づくりを進める市民活動への支援や活動の表彰について規定したものであります。

第3章は、景観審議会等でございますが、第33条で景観審議会について、第34条では景観アドバイザーについて、それぞれ規定しております。

第4章は雑則で、第35条及び第36条で、違反者の公表や委任について規定したものであります。

最後に、太田市屋外広告物条例の概要であります。この条例は、屋外広告物の表示及び掲出物件の規制・誘導を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的に制定したもので、4章、43条で構成されています。

第1章は総則で、第1条（目的）から第4条（市等の責務）までで、本条例の目的や用語の定義、広告主及び屋外広告業を営む者、市等の責務を規定するものであります。

第2章は広告物等の規制で、第5条（禁止地域等）から第34条（管理する者等の届出）までであります。第5条（禁止地域等）から第8条（告示）までは、広告物等の禁止地域等、禁止物件及び許可地域等について規定するものであります。第9条（景観形成型広告整備地区）及び第10条（広告物協定地区）は、景観形成型広告整備地区及び広告物協定地区について規定するものであります。第11条（適用除外等）から第34条（管理する者等の届出）までは、本条例の適用除外や広告物等の表示の許可、変更の基準及び管理や除却等について規定するものであります。

第3章は雑則で、第35条（景観審議会への諮問）から第38条（委任）までで、景観審議会への諮問や許可申請手数料、本条例の適用上の注意を規定するものであります。

第4章は罰則で、第39条（罰則）から第43条（両罰規定）までで、罰金の額や違反の行為者だけでなく使用者も罰することを規定するものであります。

以上が、太田市景観条例と太田市屋外広告物条例の概要でございますが、条例を施行する上で必要な事項につきましては、それぞれ施行規則で定めてあります。

また、条例の施行期日につきましては、景観条例の

一部は平成22年4月1日より施行されていますが、届出行為や規制誘導等に関するものは、平成23年1月1日から施行されます。屋外広告物条例につきましても、同じく平成23年1月1日から施行となっています。

なお、今後の予定でございますが、来年1月1日から大規模な行為の届出や屋外広告物の設置等の許可申請等の受付が始まりますので、それに合わせて、現在、景観及び屋外広告物管理データのシステム化を進めています。届出や許可申請先が市に変更になることについては、12月1日号の市広報や市ホームページでお知らせしたいと考えています。それとともに、届出や許可申請等がスムーズに行えるよう、大規模行為の届出や屋外広告物の手引きを作成し、配布するとともに、市ホームページに掲載したいと考えています。

また、違反簡易広告物の除却ボランティア制度を創設し、併せて景観阻害物件の通報なども行っていただくとともに、景観に関し専門的知識を有する、または経験が豊かである方を景観アドバイザーに選任し、景観形成に関する助言や指導をお願いしたいと考えております。

さらに、年度内に景観講演会を開催し、市民や事業者の景観に関する関心が高まるよう努めてまいりたいと考えています。

景観重要建造物や景観重要樹木の指定は、まずは公有のものから指定に向けて検討協議を進め、それらが指定された後は、民有のものに範囲を拡大していきたいと考えています。併せて、景観重要公共施設の指定についても、関係部署と協議を進めていきたいと考えています。

景観形成重点地区の指定につきましては、景観計画に挙げた8つの指定検討候補地を中心に、地区住民との協議、合意形成を図りながら指定に向けた取組みを進めていきたいと考えています。

景観重要建造物をはじめとする、これらの指定に当たっては、景観審議会に諮り、ご審議をいただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

増山議長	<p>只今、担当課より議案第1号「太田市景観計画、太田市景観条例及び太田市屋外広告物条例等の概要」についての概要ということで報告がありました。</p> <p>只今の報告に関しまして、ご意見がありましたらお願いします。</p>
岩崎委員	<p>景観計画は今の段階ではドラフトの段階なのか、策定してこれからアクションに入るものなのか。</p>
事務局 (今泉参事)	<p>景観計画を策定して、これからはこの景観計画に沿って景観を良くしていこうということでございます。アクションの段階です。</p>
岩崎委員	<p>これは、オーソライズ(公認)されているのか、それともドラフトの段階なのか、きっちり決まってしまうとこれに基づいてきっちりやらなければいけないのか、修正ができるのかできないのか。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>景観計画につきましては、現在の段階ではこちらの景観計画がオーソライズされたものであります。ただし、今後色々な状況が景観行政を進めていくにあたって起こってきますので、その時に見直しもしていきます。その時には委員の皆様や市民の皆様から意見を聴いて、景観の見直しを行っていきたいと考えています。</p> <p>また、具体的なことにつきましても、どのような手順で進めるかなどについてもPRを図っていきたいと考えています。</p>
増山議長	<p>これでスタートするわけですが、景観計画の見直しや市民からの提案を受けてという形でも、見直しは審議会の役割のひとつだと思います。よろしくお願いします。</p> <p>他にはいかがでしょう。</p>
小保方委員	<p>景観計画については一般市民への周知は今後どのように行っていく予定なのでしょうか。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>市民への周知の方法ですが、市広報を通じてシリーズ景観として、今まで8回景観に関する記事を集めて載せてまいりました。</p> <p>それから、計画書自体はホームページにて概要版と共に掲載しております。その他に都市計画課の窓口や1階の市民の方の窓口、図書館等に置いてありますので、それをご覧になっていただきたいと思います。</p> <p>今後につきましても、定期的に景観についての動きや情報があった時には、お知らせする手段としては広</p>

	報、ホームページ、あるいは講演会や説明会といったものを利用しての周知になろうかと考えています。
増山議長	他にはいかがでしょうか。
山田委員	事務局から景観についての説明が色々ありましたが、私たちがこれから関係してく審議会の具体的なイメージを頭に浮かべようとしているのだが、ひとつははっきりしているのは、屋外広告物に関する規制について審議をするということは具体的な業務としてあります。その他に、重点地区の設置や景観への取り組みは景観計画に盛り込まれているが、そういう事柄に関してこの審議会はどのようにこれから携わっていくのかを、具体的にイメージがつかめるようにご説明していただきたい。
事務局 (飯島課長補佐)	<p>屋外広告物の件が出ましたが、全ての届出を審議会で諮っていただくということではございません。</p> <p>例えば、大規模な行為の届出にしても屋外広告物に関する申請等にしても、専門的な知識や判断に困るような難しい案件が出た場合には、審議会の皆さんにご審議いただくということでございます。</p> <p>それから、景観形成重点地区の指定や景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設の指定などについては、ご審議をしていただくということになります。</p> <p>また、景観計画を見直す、あるいは市民や事業者から提案が出された時には、それらについてご審議をいただく形になります。</p> <p>ですから、毎月何回審議会をやるといったようなことはいまの時点では申し上げられません。</p>
山田委員	<p>形としては、景観計画に基づいて色々な話が出てきたものを、事務局からの提案型で提案されたものについて、ここで審議すればいい。もうひとつ、委員側からの提案など諸々のことについては、機会をみて話して行って、太田市の景観を良くしていくということなんでしょうけど、かなり高度に専門的なものや文化財的な知識を必要とするものなど、景観は裾野が広くて関連が多いものですから、事務局で精査・選別、課題の明確化等していただかないと、なかなか審議会では答えが出ないと感じたので、そういうことも含めて質問してみました。</p> <p>関連部署等の根回しをしっかりといただいて、こ</p>

	<p>ここで課題をどうのこうの言うことが無いように事務局にお願いしたいと思います。</p>
増山議長	<p>様々な視点からやらざるを得ないところがありますが、限られた時間の中で審議、協議していくとなると、課題がしっかり見えていないと有効な審議にならないので、ポイントを整理していただきながら、審議会で有効な協議をしていただくというところだと思います。他にご意見はありませんか。</p>
小林則子 委員	<p>大規模の届出が県から移行されるということですが、景観計画を見ると、対象は（行為着手の）30日前までのものと書いてありますが、出すタイミングによって市と県のどちらの基準で捉えるのかということについて教えてください。</p>
事務局 （飯島課長補佐）	<p>条例と施行規則の施行が来年1月1日になりますので、1月15日から行為を施工するのだが、そうすると12月15日までに届け出なければならないという時にどうしたらよいのかというお話だと思いますが、それについては、県に届け出ていただく形になります。県に出した後、条例が施行された後に市へ引継がれてくるというように考えています。</p> <p>県から市に移行してどうなるのという点については、ほとんどの基準は同じですが、物件のたい積について面積が半分になりまして、1,000平方メートルが500平方メートルに少し厳しくなります。それから、外観の同色による塗り替えにつきまして、同色に塗り替える場合、届出は今まで必要なかったのですが、市では、元の色が色彩基準から外れる場合については、届け出ていただくという基準を市独自の基準として設けています。</p> <p>いまのようなところは変わりますが、基本的には従来のものとほぼ同じです。</p> <p>年内に出されたものについては、施行後市へ引継がれるという形を考えています。</p>
小林則子 委員	<p>今のお話ですと、基本的には1月20日くらいに竣工したのに関しては県の基準であって、竣工した後については市の基準ということで、その境目が難しいように感じているのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局 （飯島課長補佐）	<p>条例の中で、県で許可されたものについてはそのまま市へ引継がれるという経過措置をとっていますの</p>

佐)	で、県で許可されたものについては、市に引継がれるということですので。市になったから、違反しているのだからダメだという形にはなりません。
小林則子 委員	1月1日に施行となると、建築に絡むもので市内で計画されているものも多いと思います。この辺の情報がなかなか伝わっていないのかなというように心配しております。届出の手引き等についてはいつ頃から外に出していただけるのかをお伺いしたいのですが。
事務局 (飯島課長補佐)	現在法令、規則等において細部の詰めをしております。ほぼ最終案には近いのですが、内容が固まり次第、建築士会や建設業協会等へご案内をしていきたいと考えています。具体的な日にちについては、今しばらくお待ちいただきたいと思います。
増山議長	説明会などはされるのでしょうか。
事務局 (平賀副部長)	説明会は、身近で急を要するような関係団体については説明会を予定しておりますが、もう少し時間をいただきたいなというところであります。 また、景観行政をやるということになりまして、建築指導行政とのリンクに気をつけなければいけないと考えています。建築指導課とも話しをしていますが、若干最終的な結論が出ていないところがありますので、少しお待ちいただければと思います。
増山議長	他にはいかがでしょうか。 他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 報告第1号「太田市景観計画、太田市景観条例及び太田市屋外広告物条例等の概要」について、承認することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
増山議長	それでは「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、承認されました。
増山議長	以上をもちまして、審議を終了し議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局 (平賀副部長)	(7 その他) 増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様にも、熱意のある議論をしていただきまして大変ありがとうございました。 今回まずスタートの段階でございますので、最終的

な方向性が出るまでもう少し時間がかかるのかなと思います。審議会においては対極な立場から意見をいただき、案件があった時にも意見をいただくことになろうと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは他にご意見等もないようですので、以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。